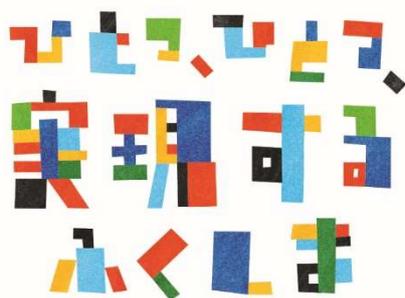


設計等の業務に関する報告書の 作成及び報告の手引き



令和6年7月

福島県土木部建築指導課

目次

VER. 1. 0

令和 6 年 7 月

設計等の業務に関する報告制度の概要	2
1 設計等の業務に関する報告制度の根拠	3
2 報告義務違反に対する罰則等	3
3 設計等の業務に関する報告制度の趣旨	4
4 設計等の業務に関する報告の提出期限	4
5 設計等の業務に関する報告書の様式	5
6 各様式の記載方法	6
(1) 報告書 第一面	6
(2) 報告書 第二面〔建築士事務所の業務の実績〕	8
(3) 報告書 第三面〔所属建築士名簿〕	14
(4) 報告書 第四面〔所属建築士の業務の実績〕	16
(5) 報告書 第五面〔管理建築士による意見の概要〕	18
7 報告書の提出方法	19
(1) 報告書の提出先	19
(2) 報告書の提出方法	19
報告書様式	20

設計等の業務に関する報告制度について

福島県土木部建築指導課

耐震偽装事件を受けた建築士法改正の中で、建築士事務所の情報開示の一環として、建築士事務所の開設者の設計等の業務に関する報告書の提出義務及びその報告書を知事が閲覧に供する義務が定められました。

いつ提出？

事業年度が終了して3ヶ月以内に業務報告書を毎年提出する必要があります。

どのように？

所定の様式に記入し、建築士事務所の所在地を所管する県の建設事務所行政課へ提出してください。提出方法は、持参・郵送・電子メール（PDF）とし、部数は1部です。控えが必要な方は2部提出すれば、受付印を押印してお返しします。

内容は？

報告事項は、主に次の4項目です。

- ① 当該事業年度における事務所の業務の実績
- ② 所属建築士の氏名等
- ③ 建築士ごとの業務の実績
- ④ 管理建築士の意見の概要

様式は？

報告書様式は、国土交通省令で定められていますが、記入・提出用は、福島県建築指導課のホームページからダウンロードが可能です。

URL：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/507592.doc>

※ 改正建築士法により「報告書を提出せず、又は虚偽の記載をして報告書を提出した者」には、30万円以下の罰金が科せられる場合があります。また、懲戒等の行政処分の対象になります。

設計等の業務に関する報告書の様式、記入すべき内容、記入方法、提出方法などの詳細は、次ページ以降で説明します。

1 設計等の業務に関する報告制度の根拠

建築士法第23条の6により、設計等の業務に関する報告書を知事に提出することが義務付けされています。

また、同法第23条の9により知事は提出された設計等の業務に関する報告書を一般の閲覧に供しなければなりません。

(1) 設計等の業務に関する報告書の提出の義務化

建築士法第23条の6（設計等の業務に関する報告書）

建築士事務所の開設者は、国土交通省令で定めるところにより、事業年度ごとに、次に掲げる事項を記載した設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該事業年度における当該建築士事務所の業務の実績の概要
- 二 当該建築士事務所に属する建築士の氏名
- 三 前号の建築士の当該事業年度における業務の実績（当該建築士事務所におけるものに限る。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

- ・ 所属建築士の種別、登録番号、定期講習受講歴及び管理建築士はその旨
- ・ 所属する一級建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合はその旨、その者の構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の交付番号及び定期講習の受講履歴
- ・ 管理建築士による意見の概要（法第24条第2項）

(2) 閲覧の義務化

建築士法第23条の9（登録簿等の閲覧）

都道府県知事は、次に掲げる書類を一般の閲覧に供しなければならない。

- 一 登録簿
- 二 第23条の6の規定により提出された設計等の業務に関する報告書
- 三 （略）

2 報告義務違反に対する罰則等

報告義務違反に対して、改正建築士法で新たな罰則が定められました。また、行政処分も受けることになりました。

(1) 刑事罰

建築士法第40条（建築士法上の罰則等）

次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 九 事務所登録事項の変更の届け出をせず、又は虚偽の届け出をした者
- 十 第23条の6の規定に違反して、設計等の業務に関する報告書を提出せず、又は虚偽の記載をして報告書を提出した者
- 一～八、十一～十八（略）

(2) 行政処分

刑事罰とは別に、建築士法で定める建築士の懲戒、建築士事務所に対する監督処分の対象となる。（戒告、業務停止、免許又は登録の取消など）

3 設計等の業務に関する報告制度の趣旨

設計等の業務に関する報告制度は、「建築主にとって建築士事務所を選択するための十分な情報開示がなされていない」との反省から、消費者ニーズに応じていくために創設されたものです。

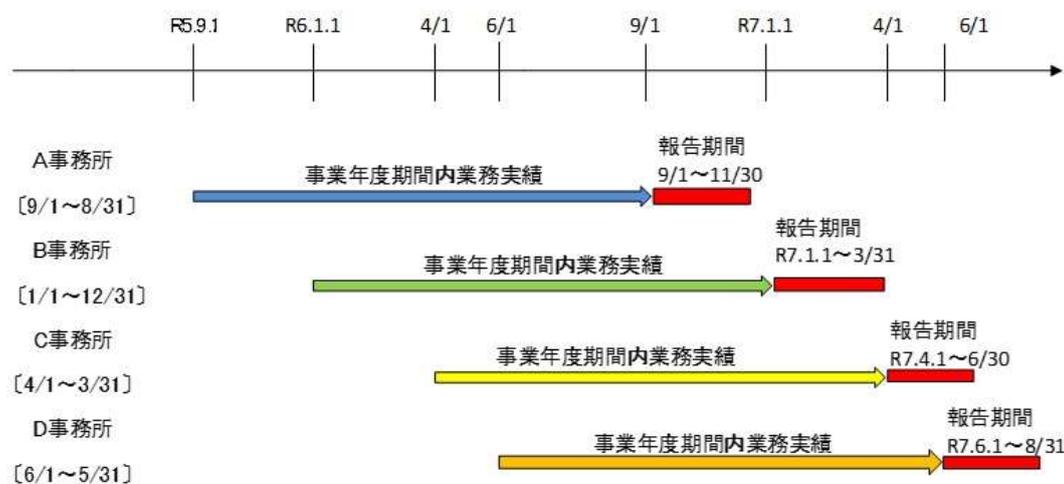
すなわち、年次業務報告は、当該建築士事務所が、どのような業務実績があるかを建築主や消費者（クライアント）に情報開示することを目的にしています。

このため、業務実績を記載することが、「建築士事務所のPRになる」という認識で、「新築の設計はこの規模程度に実績有り」、「増築・改修の設計ではこの規模程度に実績有り」、「耐震補強設計ではこの規模程度に実績有り」とわかるように設計・工事監理などの実績を記載することとなります。

4 設計等の業務に関する報告の提出期限

設計等の業務に関する報告は、事業年度の業務実績について、その事業年度終了後3月以内に知事に提出することとなります。

具体的には、次のとおりです。



5 設計等の業務に関する報告書の様式

(1) 様式の入手方法

福島県土木部建築指導課ホームページからダウンロード

URL: <https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/507592.doc>

※ダウンロードできない場合は、建築士事務所の所在地を所管する建設事務所で配布します。(P19. 「提出先」参照)

(2) 報告書の様式

様式は、「ワード」形式となっていますので、入力し作成してください。

なお、様式は巻末にも付けてありますので参考にしてください。

6 各様式の記載方法

(1) 報告書：第一面

ア「報告日」欄

- 報告日については報告書を持参する場合は提出日を、郵送・メールの場合は送付する日を記入してください。
- 報告は事業年度終了後3ヶ月以内にする必要がありますので、遅れないように提出してください。

イ「報告者」欄

(ア) 事務所登録番号

- ()の中の「一級、二級、木造」別は、不要なものに抹消線を加える又は削除してください。

- 事務所登録番号は、報告時点で有効な登録番号を記載します。

[例：第11(607)1234号]

(イ) 事務所名称

- 登録済みの事務所名称を記載します。

(ウ) 所在地、電話番号

- 建築士事務所の住所、電話番号を記載します。

※登録申請者の住所・所在地ではありません。

(エ) 報告者（建築士事務所の開設者の氏名又は名称）

- 個人設立の事務所にあつては開設者氏名を記載します。

- 法人設立の事務所にあつては、開設法人の名称と代表者氏名を記載してください。

ウ「報告事業年度及び始期、終期」欄

- (ア) 報告事業年度は、報告に係る事業年度をいい、事業年度開始月の属する年号年をもって表示します。

[例：事業年度が、令和5年10月1日～令和6年9月30日の場合、

「令和5年度分」と表記します。]

- (イ) 始期・終期とは、それぞれ事業年度の始期・終期を指します。

[上記の例では、「令和5年10月1日」を始期、令和6年9月30日を終期として記入することになります。]

- ・事業年度の始期、終期は法人の場合は定款で定められています。
 - ・個人の場合は自分で定めることができますが、毎年同じ時期になるようにしてください。（例：確定申告と同一 1月1日～12月31日）
- ※「報告事業年度及び始期、終期」欄は、法令書式にはありませんが、報告書の年度ごとの区分及び報告時期をわかりやすくするために設けましたので、記入して下さるようお願いいたします。

第六号の二書式(第二十条の三関係)(A4)

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

(第一面)

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

報告の日(提出又は送付日)です。

福島県知事 殿

令和 6年 10月 20日

(一級・~~二級~~・~~木造~~) 建築士事務所 福島県知事登録第 11(607)1234 号

建築士事務所 名称 福島太郎一級建築士事務所

所在地 福島市杉妻町2-16

電話 024-521-7523

開設者の氏名
又は名称 福島太郎

報告に係る事業年度を記入します。
事業年度の**開始月の属する年度**とします。

報告事業年度 令和 5 年度分

始期 令和 5 年 10 月 1 日 ~

終期 令和 6 年 9 月 30 日

〔記入注意〕建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

事業者ごとに定めている**事業年度の始期及び終期**年月日です。

(2) 報告書：第二面〔建築士事務所の業務の実績〕

ア 記載順序

記載順序は、当該年度に業務が完了した分を業務完了日が直近のものから順次、記載するものとし、記入例にならって記載してください。

イ 記載すべき業務範囲

(ア) 記載すべき業務範囲は、法第23条に定める建築士事務所登録に必要な業務で建築士事務所として依頼を受けた(受託の契約をした)①「建築物の設計」、②「工事監理」、③「建築工事契約に関する事務」、④「建築工事の指導監督」、⑤「建築物に関する調査若しくは鑑定」及び⑥「建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続きの代理」です。

① 「建築物の設計」業務には、建築主から直接に設計の委託を受けた場合のほか、元請建築士事務所から、下請業務として設計の一部を請け負った場合を含みます。(構造設計、意匠設計を受託する場合など)。

② 「工事監理」業務については、工事監理のみの依頼を受けた場合は「工事監理」と、設計と併せて依頼を受けた場合は「設計・工事監理」と記載します。また、「建築物の設計」と同様に元請建築士事務所から、下請業務として工事監理の一部を請け負った場合も記載してください。

③ 「建築工事契約に関する事務」業務は、工事監理業務と併せて建築主から依頼されて行われる場合は、「工事監理」に含めて差し支えありません。

④ 「建築工事の指導監督」業務も③と同様です。なお、「建築工事の指導監督」業務とは、工事監理、建設業法上の施工管理又はいわゆる現場監督ではなく、建築工事について工事施工者に即した立場でなく、建築主の依頼により第三者的立場から指導監督する業務です。

⑤ 「建築物に関する調査又は鑑定」には、特殊建築物の定期報告調査、建築物の用途上の適正判断、耐震診断のための現地調査などがあります。設計に付随して現地調査を行った場合は、「設計」に含めて差し支えありません。

なお、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、行うことができません。例えば、測量法、土地家屋調査士法、不動産の鑑定評価に関する法律等があります。

⑥ 「建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続きの代理」業務としては建築確認申請手続きの代理業務(代願)が代表的業務であり、そのほかに許可申請業務(建築基準法第3章関係、都市計画法関係等)、各種届出に関する業務(建築工事届、建築物除却届、尿尿浄化槽設置届等)などがあります。「設計」又は「工事監理」と併せて建築主から依頼されて行われる場合は、そのどちらかに含めて差し支えありません。

ウ 各欄の記載方法等

(ア) 「建築物所在地都道府県名」欄

- 建築物所在地は、設計、工事監理等をした建築物の所在地の都道府県名のみを記載します。

(イ) 「建築物の用途」欄

- 建築物の用途は、当該建物の建築確認申請書に記された(記される予定の)、あるいは、現に供している「用途」を記載します。附属建築物がある場合でも主たる用途のみを記載してください。(例：共同住宅・附属電気室・附属自転車置き場→共同住宅)。

(ウ) 「構造及び規模」欄

- 構造及び規模は、当該建物の建築確認申請書に記された(記される予定の)、あるいは、現存の建築物の構造及び規模を記載します。
 - ・ 木造(W)、鉄骨造(S)、鉄筋コンクリート造(RC)、鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC)などで表記します。(略号記載可)
 - 複合構造の場合は、主要(過半)構造を記載します。
 - ・ 規模は、階数と延べ面積で表記します。地階がある場合は「地階1階地上5階建」のように記載し、地階が無い場合は、単に「3階建」のように記載します。
 - ・ 増築、改築、修繕等の業務の場合は、増改築等に係る面積を記載します。

(エ) 「業務内容」欄

- 業務内容は、上記イ(ア)の①「設計」、②「工事監理」、③～⑥「その他業務」の大区分を念頭に、具体的業務を記載します。
 - ・ 「設計」の場合、新築設計にあつては単に「設計」と、増築、改築、耐震補強等の設計にあつては、「増築設計」、「改築設計」、「耐震設計」等と記載します。
 - ・ 設計と工事監理を併せて委託を受けた場合は「設計・工事監理」と記載し、工事監理のみの場合は「工事監理」と記載します。
 - ・ その他業務としては、「建築工事の指導監督」、「定期報告調査・耐震診断」、「確認代願、許可申請代願」などと記載します。

(オ) 「期間」欄

- 期間は、建築主又は元請建築士事務所から委託を受けた契約期間を記載します。工期延期があつた場合は、実際に業務を完了した日となります。
なお、契約前の協議、調整、提案など準備行為は工期に含みません。
- 業務が事業年度の切り替え時期をまたぐ場合は、「業務完了日」の属する事業年度分の実績として報告します。

エ 記載の具体的方法

(ア) 記載業務と記載方法の基本的考え方

設計、工事監理、その他業務等の委託を受ける場合、複数あるいは複合的な業務形態となる場合が多々あります。

そうした場合の記載単位の考え方は、次のとおりです。

契約単位 → 敷地単位 → 建築確認単位 → 建物単位

(イ) 具体的記載方法

- 一件の受委託契約において複数の建築物の設計等を行った場合は、次のとおり記載します。

例1 一契約で、一団の土地に複数の建築物を設計等した場合

(1) 一団の土地の4棟からなるマンションの新築

建築物所在地 都道府県名	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
福島県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上10階建 延8,500㎡	設計・工事監理	R4. 10. 5 ～
		鉄筋コンクリート造 地下1階 地上6階建 延4,200㎡	〃	
		鉄筋コンクリート造 4階建 延2,000㎡	〃	R6. 5. 31
		鉄骨造(駐車場棟) 3階建 延1,500㎡	設計	

※一群のマンションは、まとめて記載可。

小規模附属建築物は省略可（以下同）

(2) 一団の土地の2棟からなる工場の改築設計+工事監理

建築物所在地 都道府県名	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
福島県	工場	鉄骨造(工場棟) 2階建 延12,000㎡	改築設計・ 工事監理	R5. 5. 15～ R5. 11. 30
		木造(事務所棟) 2階建 延280㎡		

※一事業所の複数建築物群は、まとめて記載可。

例2 一契約で、複数の土地に複数の建築物を設計等した場合

(1) 離れた土地のマンションの新築設計+工事監理

(一箇所は2棟、もう一箇所は1棟の場合)

建築物所在地 都道府県名	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
福島県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 6階建 延3,000㎡ 鉄筋コンクリート造 3階建 延 900 ㎡	設計・工事監理	R5.5.15～ R5.11.30
福島県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 10階建 延8,500㎡	設計・工事監理	R5.5.15～ R5.11.30

※建築場所が離れている場合は、それぞれ行を変えて記載。

一敷地のマンションは、まとめて記載可。

(2) 一箇所、一団の建売住宅地等に、木造2階建8棟を設計した場合

建築物所在地 都道府県名	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
福島県	戸建住宅	木造 2階建 延100～135㎡ 計8棟	設計	R5.5.15～ R5.11.30

※連続した一団の住宅地（連坦した区画など）での複数の木造2階建

(在来、2×4、壁工法等)は、まとめて記載可。

(3) 場所の離れた二箇所の建売住宅地に、木造2階建を3棟と5棟の設計及

び代願した場合

建築物所在地 都道府県名	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
福島県	戸建住宅	木造 2階建 延90～110㎡ 計3棟	設計	R5.5.15～ R5.11.30
福島県	戸建住宅	木造 2階建 延90～110㎡ 計5棟	設計	R5.5.15～ R5.11.30

※離れた住宅地での複数の木造2階建は、住宅地ごとにそれぞれ行を変えて記載。

例3 場所の離れた二箇所の建売住宅地に、木造2階建、木造3階建、鉄骨造3階建を混合で設計監理した場合

(一箇所は、木造2階1棟、木造3階2棟、鉄骨造3階2棟

他の一箇所は、木造2階2棟、木造3階3棟、鉄骨造2階5棟)

建築物所在地 都道府県名	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
福島県	戸建住宅	木造2階建 延100㎡ 木造3階建 延120~140㎡ 2棟 鉄骨造3階 延140~150㎡ 2棟	設計	R5.5.15~ R5.11.30
福島県	戸建住宅	木造2階建 延130㎡ 2棟 木造3階建 延120~140㎡ 3棟 鉄骨造3階 延140~150㎡ 5棟	設計	R5.5.15~ R5.11.30

※ 離れた住宅地での複数の建築物の場合、①場所ごとで行を変える、②木造2階、木造3階、鉄骨は、構造ごとにまとめて記載可。

例4 病院の増築設計と耐震診断・調査を行った場合

(増築は鉄骨3階建、増築面積300㎡、調査は本館RC 10,000㎡)

建築物所在地 都道府県名	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
福島県	病院	鉄骨造 3階建 増築 延300㎡	増築設計	R5.2.15~ R5.4.30
福島県	病院	鉄筋コンクリート造 6階建 延10,000㎡(耐震診断・調査)	耐震診断・ 調査	R5.2.15~ R5.4.30

※ 増築設計の場合は、増築に係る面積を、改修の場合は改修面積を記載。
業務対象と内容が異なる場合は、2行で記載。

まとめでの記載が難しい場合は、建築物ごと(棟ごと)に記載してください。

オ 報告すべき業務実績が無い場合

(ア) 当該事業年度中に、報告すべき業務実績が無い場合は、一行目の「建築物所在地都道府県」欄に「業務実績なし」と記載します。

(イ) 業務実績が無い場合でも、第二面は添付してください。

(第二面)

建築士事務所の業務の実績

建築確認上の用途を記載

増築、改築等が分かるように記載

〔記入注意〕

- 1 当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。
- 2 〔例〕

東京都 共同住宅 鉄筋コンクリート造 設計及び
5階建延700㎡ 工事監理 R5. 2. 1
R6. 9. 3

都道府県止めで記載

建築物所在地 都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期 間
福島県	店舗併用住宅	木造 3階建 延235㎡	設計・ 工事監理	R5. 9. 15 R6. 6. 14
新潟県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 地上6階地下1階建 延8,000㎡	設計・ 工事監理	R5. 10. 1 R6. 6. 10
福島県	病院	鉄骨造 4階建 延580㎡	増築設計 工事監理	R5. 6. 1 R6. 5. 30
福島県	中学校	鉄筋コンクリート造 4階建 延4,000㎡	耐震調査 補強設計	R5. 11. 1 R6. 4. 30
茨城県	事務所	鉄筋コンクリート造 5階建 延5,000㎡	工事監理	R5. 8. 15 R6. 3. 15
福島県	住宅	木造 2階建 延135㎡	設計	R5. 9. 1 R6. 2. 20

構造は主要構造部の構造を記載
増改築は当該面積を記載

記載順序等は、
業務終了日を基準
に記載

直近の業務



(3) 報告書：第三面〔所属建築士名簿〕

ア 記載対象

当該事業年度に事務所に所属した全ての建築士を記載します。

事業年度途中退職の建築士にあつては、在職中の建築士と区別するために下欄に「令和6年5月31日 退職」等と記載してください。なお、事業年度途中で採用した場合や資格を取得した場合等は、その旨の記入は不要です。

なお、所属建築士名簿に記載すべき建築士の範囲は、他人の求めに応じ報酬を得て業として行う、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査・鑑定、建築に関する法令等に基づく手続きの代理について実務を行う建築士となります。これらの実務を全く行わず、例えば専ら施工に関する実務のみを行う建築士はこれに該当しません。

イ 各欄の記載事項

- (ア) 「建築士としての登録番号」は、建築士免許証の登録番号を記載します。
- (イ) 管理建築士である場合は「一級・二級・木造の別」欄の下段に「管理建築士」と記載します。
- (ウ) 二級建築士及び木造建築士である場合は、免許を受けた道府県名を当該欄に記載します。
- (エ) 「建築士法第22条の2第一号から第三号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日」欄は、建築士事務所に所属する建築士が3年ごとに受けなければならない「所属建築士の定期講習」の受講年月日を記載します。未受講の場合は、「未」と記載してください。
- (オ) 構造設計一級建築士、設備設計一級建築士である場合はその旨及びその者の構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の交付番号をそれぞれの欄に記載します。また、「建築士法第22条の2第四号及び第五号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日」欄には、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士が3年ごとに受けなければならない定期講習の受講年月日を記載します。未受講の場合は、「未」と記載してください。

なお、この講習は、法第10条の3の構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証を取得するための講習とは別のものです。

構造・設備設計一級建築士
であればもれなく記入

(第三面)

所属建築士名簿

氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合にあつては、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日
福島太郎	一級管理建築士	123456	—	R5. 1. 20			
会津二郎	一級	234567	—	R6. 5. 10	構造設計一級建築士	123	R5. 8. 30
郡山三郎	二級	22334	福島県	R4. 10. 8			
磐城四郎 (令和6年5月31日退職)	二級	22534	茨城県	未			
計				一級建築士	2	名	
				二級建築士	2	名	
				木造建築士	0	名	
				構造設計一級建築士	1	名	
				設備設計一級建築士	0	名	

定期講習受講
年月日を記入

年度途中の退職、採用者を含めて記載

(4) 報告書：第四面〔所属建築士の業務の実績〕

ア 記載すべき実績の範囲

(ア) この様式は、所属する各建築士がどのような建築物の設計等を行ったかの建築士ごとの業務実績を記載するものです。

従って、第二面の「建築士事務所の業務の実績」に記載した業務について、どの所属建築士が行ったかが分かるように記載する必要があります。

(イ) 建築確認申請書の「設計者」欄の「代表となる設計者」となっている建築物案件は無論、当該設計に関与した「その他の設計者」として名を連ねている建築士も、この建築士別の業務実績を記載します。

(ウ) 業務内容の記載方法は第二面にならってください。

なお、所属建築士は管理建築士講習（士法第24条第2項）の受講資格の実務経験を明らかにするためにも個別に関与した業務を記載してください。

イ 各欄の記載事項

(ア) 記入方法は、所属建築士ごとに、当該事務所におけるものに限って、直近のものから順次記載します。

(イ) 一の建築物について、例えば意匠設計をA建築士、構造設計をB建築士、設備設計をC建築士が行った場合は、A B Cそれぞれの建築士の実績として当該建築物について記載し、「業務内容」欄へ「設計及び工事監理（構造）」等と、それぞれの建築士が受け持った分野を（ ）書きで記載します。

(ウ) 意匠設計等を分けて行った場合は、それぞれの担当した作成図書名を記載してください。〔例：意匠設計（配置図・平面図）、意匠設計（立面図・断面図）〕

(エ) 「建築物の所在地」から「期間」までの各項目の記入方法は、第二面の「建築士事務所の業務の実績」と同じです。

(オ) 当該事業年度中に、報告すべき業務実績が無い場合は、所属建築士の氏名のみ記載し、「建築物所在地都道府県」欄に「業務実績なし」と記載する。

（業務実績が無い場合でも、第四面は添付してください。）

(第四面)

所属建築士の業務の実績

〔記入注意〕

1 所属建築士の当該事業年度における業務の実績を、当該建築士事務所におけるものに限って、直近のものから順次記入して下さい。

2 〔例〕

国土 太郎 東京都 共同住宅 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 設計及び R5.2.1
5階建 700㎡ 工事監理 R6.8.3

建築士ごとの
案件順に記載

所属建築士の氏名	建築物所在地都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
福島太郎	福島県	店舗併用住宅	木造 3階建 延235㎡	設計 監理	R5. 9. 15 R6. 6. 14
福島太郎	新潟県	共同住宅	RC造 地上6階 地下1階建 延8,000㎡	設計 監理(総括)	R5. 10. 1 R6. 6. 10
福島太郎	福島県	病院	鉄骨造 4階建 延580㎡	増築 設計	R5. 6. 1 R6. 5. 30
会津二郎	新潟県	共同住宅	RC造 地上6階 地下1階建 延8,000㎡	設計 監理(構造)	R5. 10. 1 R6. 6. 10
会津二郎	福島県	中学校	RC造 4階建 延4,000㎡	補強 設計	R5. 11. 1 R6. 4. 30
会津二郎	茨城県	事務所	RC造 5階建 延5,000㎡	工事 監理	R5. 8. 15 R6. 3. 15
郡山三郎	福島県	中学校	RC造 4階建 延4,000㎡	耐震 調査	R5. 11. 1 R6. 4. 30
郡山三郎	福島県	住宅	木造 2階建 延135㎡	設計	R5. 9. 1 R6. 2. 20
磐城四郎	業務実績 無し				

(5) 報告書：第五面〔管理建築士による意見の概要〕

ア 管理建築士が事務所開設者へ意見を述べた場合は、当該事業年度の直近のものから、順次その意見の概要を記載する。

イ 管理建築士と開設者が同一の場合は、管理建築士の氏名のみ記載し、「意見の概要」欄に「開設者と同一のため該当無し」と記載する。

(該当が無い場合でも、第五面は添付してください。)

(第五面)		
管理建築士による意見の概要		
〔記入注意〕		
当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。		
管理建築士の氏名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意見の概要	当該意見が述べられた日
福島太郎	所属建築士の定期講習について、業務に支障が出ないように3年間で順番に受講できるようにすること。	R5.11.28
福島太郎	〇〇開発から委託の持ちかけがあったマンションの設計については、一括下請けに当たるため、意匠設計のみを受けること。	R5.11.25
福島太郎	××病院の設備設計について、設備設計一級建築士が所属する〇〇設備事務所に変更すること。	R5.11.20
福島太郎	〇〇氏の住宅について二級建築士である郡山三郎を主任にすること。	R5.10.31
福島太郎	〇〇病院の増築設計について、既存遡及の設計も行わなければならないので、委託期間を十分にとること。	R5.9.1
福島太郎	〇〇ビルの省エネルギー計画書の作成を〇〇設備事務所に委託すること。	R5.8.15

7 報告書の提出方法

(1) 提出先

建築士事務所の所在地	提出先	担当課/メールアドレス/所在地
福島市・二本松市・伊達市・ 本宮市・桑折町・国見町・ 川俣町・大玉村	県北 建設事務所	行政課 建築士法担当 kenpoku.ken@pref.fukushima.lg.jp 〒960-8670 福島市杉妻町2-16県庁北庁舎6階
郡山市・須賀川市・田村市・ 鏡石町・天栄村・石川町・ 玉川村・平田村・浅川町・ 古殿町・三春町・小野町	県中 建設事務所	行政課 建築士法担当 kenchiku_houkoku@pref.fukushima.lg.jp 〒963-8540 郡山市麓山一丁目1-1
白河市・西郷村・泉崎村・ 中島村・矢吹町・棚倉町・ 矢祭町・塙町・鮫川村	県南 建設事務所	行政課 建築士法担当 kennan_kentikushihoukoku@pref.fukushima.lg.jp 〒961-0971 白河市昭和村269
会津若松市・会津坂下町・ 湯川村・柳津町・会津美里 町・三島町・金山町・昭和 村	会津若松 建設事務所	行政課 建築士法担当 wakamatsu.ken.gyosei@pref.fukushima.lg.jp 〒965-8501 会津若松市追手町7-5
喜多方市・北塩原村・西会 津町・磐梯町・猪苗代町	喜多方 建設事務所	行政課 建築士法担当 kitakata.ken.gyouseika@pref.fukushima.lg.jp 〒966-0901 喜多方市松山町鳥見山字下天神6-3
下郷町・檜枝岐村・只見町・ 南会津町	南会津 建設事務所	総務課 建築士法担当 minamiaizu.ken@pref.fukushima.lg.jp 〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋4277-1
相馬市・南相馬市・広野町・ 檜葉町・富岡町・川内村・ 大熊町・双葉町・浪江町・ 葛尾村・新地町・飯館村	相双 建設事務所	行政課 建築士法担当 sousou.ken.gyousei@pref.fukushima.lg.jp 〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30
いわき市	いわき 建設事務所	行政課 建築士法担当 iwaki.ken.gyousei@pref.fukushima.lg.jp 〒960-8026 いわき市平字梅本15

(2) 提出方法

所定の様式に記入し、上記の提出先に持参もしくは郵送又はメール(PDF)で提出してください。部数は1部ですが、控えが必要な方は2部提出していただければ、受付印を押印して1部お返しします。なお、郵送で提出し控えが必要な方は、返信用封筒（宛先記入のもの）及び切手を同封してください。

第六号の二書式(第二十条の三関係)(A 4)

建築士法第 23 条の 6 の規定によ
る設計等の業務に関する報告書

(第一面)

建築士法第 23 条の 6 の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この
報告書の記載事項は事実と相違ありません。

福島県知事 殿

令和 年 月 日

(一級・二級・木造) 建築士事務所 福島県知事登録第 _____ 号

建築士事務所 名 称 _____

所 在 地 _____

電 話 _____

開設者の氏名
又 は 名 称 _____

報告事業年度 令和 _____ 年度分

始 期 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~

終 期 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて
記載すること。

(第五面)

管理建築士による意見の概要

〔記入注意〕

当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

管理建築士の 氏名	建築士事務所の開設者に対して述べら れた意見の概要	当該意見が述べられた日